

### Ⅲ 3R推進・清掃事業

#### 1 資源循環型社会の形成に向けて

今日、持続可能な社会の実現は、極めて重要な課題である。これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、限りある資源の循環を阻害する側面を有している。中でも、プラスチックの大量使用・廃棄が、海洋汚染につながっているとされ、国際的な課題となっている。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化は、自然災害による被害の増加をはじめ、様々な環境問題にも密接に関係している。

こうした状況の中、私たちは、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、これまで、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の、いわゆる「3R（スリーアール）」の促進、個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく努力、排出者の意識の向上等により、最終処分量の大幅削減を実現するなど、廃棄物の減量と資源化の推進に取り組んできたところである。

しかしながら、平成23年の東日本大震災の影響により、大量に発生した災害廃棄物の処理に加え、放射性物質を含む廃棄物の処理が大きな社会問題となり、これまで予想していなかった事態が生じ、環境保全と安全・安心をしっかりと確保した上で循環資源の利用を行うことが、今まで以上に求められている。

こうした背景から、国は、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムを構築する基本的方向を示し、さらに、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、地方公共団体、国民、事業者などに循環型社会形成に向けた様々な取組を推進していくことを求めている。

これらを踏まえ、墨田区では、令和3年4月に国際社会の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」との整合性を図り、「ごみを出さないライフスタイルへの転換」、「食品ロスやプラスチックごみの削減」等の施策を盛り込んだ「墨田区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」を策定した。今後、3Rの中でも優先度の高い2Rの取組を中心とした3R推進・清掃事業を展開することによって、持続可能な社会を着実に進めていく。

#### （1）法体系及び特別区の動向

循環型社会の実現に向けた基本的枠組みとして、平成13年1月に完全施行された「循環型社会形成推進基本法」を基に、製品や素材の特性に応じて、適正処理やリサイクルのあり方を規律する法律も整備され、現在、下図のような法体系が整備されている。

平成13年以降、環境省は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正（平成17年5月）し、その中では、家庭系ごみ処理に係る有料化の推進や、廃プラスチック類を焼却することにより発生する熱エネルギーを有効活用する、サーマルリサイクルの方向性が示され、これを受けて東京23区では、最終処分場の延命を図るため廃プラスチック類の資源化に努めるとともに、残った廃プラスチック類のサーマルリサイクルを平成20年度から本格実施してきている。しかし、脱炭素をめざす社会の潮流の中で、プラスチックに関する問題は、今や国際社会共通の課題となっている。令和2年7月のレジ袋有料化をはじめ、プラスチック製容器包装の分別収集・資源化、さらには、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことにより、廃プラステ

ック削減の取組が活発化している。

また、近年の廃棄物処理を取り巻く情勢において、「食品ロス」も問題視されており、日本国内では年間 523 万トン（令和 3 年度推計値）もの食べ物が無駄に捨てられている。こうした状況の下、国では、「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が成立し、令和元年 10 月から施行され、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくこととなった。

こうした背景の中で、本区では平成 29 年度からフードドライブ、食べきり推奨店制度を、令和 4 年度から NPO 法人と連携してフードパントリーを開始し、食品ロス問題に取り組んでいる。

さらに、令和 6 年度から「廃プラスチック分別収集・再資源化」を区内全域で実施し、それに先立ち令和 5 年 10 月から区内の一部地域においてモデル実施を行うこととなった。



## (2) 墨田区 3R 推進・清掃事業の沿革

墨田区は、平成 2 年の「墨田区リサイクル都市づくり懇談会答申」に基づいて、リサイクル都市づくりのための各種事業を積極的に展開してきた。

平成 12 年 4 月には、都区制度改革により、清掃事業が都から区に移管され、それまで区で取組を進めてきたリサイクル事業に加え、地域に根ざしたリサイクル清掃事業を展開している。

平成 18 年度には、資源物回収をより進めていくため、回収品目を増やし、誰もがわかり易く参加しやすいリサイクルとすることから、集積所による回収方法を始めた。更に、平成 19 年度には、廃プラスチック類のサーマルリサイクルに伴う分別変更のモデル収集、発泡スチロール製食品トレーのモデル回収を開始し、平成 20 年度から区内全域で本格的に実施した。

さらに、平成 23 年 5 月には、リサイクル清掃事業をより円滑に進めるため、清掃事業だけではなくリサイクル事業をも担えるよう組織を統合し、体制を一元化した。

これらの経緯を踏まえ、令和 3 年 4 月には、「墨田区一般廃棄物処理基本計画（第 4 次計画：令和 3 年度～令和 12 年度）」を策定し、10 年間のごみ減量目標を定めるとともに、従来の「リサ

イクル清掃事業」の名称を「3R推進・清掃事業」に改め、3Rの中でも2Rを優先した普及啓発事業やごみの削減のための各種施策を定めた。

平成	
2年	<b>墨田区リサイクル都市づくり懇談会答申</b>
3年	分別回収モデル事業を2町会・1自治会で実施し、平成9年から全町会・自治会で実施
4年	びん・缶の拠点回収を3拠点で実施
6年	拠点回収に牛乳パック・段ボール・乾電池を追加し35拠点で実施
9年	分別回収を全町会・自治会で実施
12年	<b>4月から清掃事業が区に移管（平成12年4月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都が行っていたペットボトルの店頭回収と資源・ごみ集積所での古紙回収を区が実施</li> <li>・拠点回収で廃食油の回収を実施</li> <li>・10月から飲料用自動販売機設置届出の実施</li> </ul>
17年	<b>墨田区廃棄物減量等推進審議会答申（平成17年5月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多層型資源回収システムの再構築</li> <li>・事業系ごみの減量・リサイクルの推進</li> </ul>
18年	<b>新資源回収事業の開始（平成18年10月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源・ごみ集積所での資源物回収の拡充（びん、缶、ペットボトルを追加）</li> <li>・分別回収の廃止</li> <li>・拠点回収の縮小（乾電池と廃食油のみ）</li> </ul>
19年	<b>サーマルリサイクルのモデル実施（平成19年7月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチック等分別変更のモデル収集を開始</li> <li>・発泡スチロール製食品トレーのモデル回収を開始</li> </ul>
20年	<b>サーマルリサイクル本格実施（平成20年10月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチック等分別変更の本格実施</li> <li>・発泡スチロール製食品トレー回収の本格実施</li> </ul>
23年	<b>リサイクル清掃課とすみだ清掃事務所の統合（平成23年5月）</b>
25年	拠点回収で小型家電製品（12品目）の回収を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・試行実施（平成25年11月）</li> <li>・本格実施（平成26年4月）</li> </ul>
27年	ペットボトルの店頭回収を廃止（平成27年2月）
28年	鍋・かま・やかん等、金属製調理器具のイベント回収を開始（平成28年4月）
29年	不燃ごみのリサイクルピックアップ回収を開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光灯等水銀含有廃棄物（平成29年4月）</li> <li>・陶磁器製食器類（平成29年10月）</li> </ul>
30年	イベント回収によるフードドライブ本格実施（平成29年5月） 食べきり推奨店制度開始（平成29年10月）
令和	ごみ分別案内チャットボット利用開始（平成30年7月）
元年	自転車海外供与等リユース・リサイクル事業の本格実施
2年	羽毛布団リサイクル事業の本格実施
4年	歯ブラシ・ペットボトルキャップの拠点回収を開始 粗大ごみリユース事業の本格実施
5年	常設窓口回収によるフードドライブ実施（令和4年12月） 廃プラスチック分別収集・再資源化モデル実施（令和5年10月）

### (3) 墨田区一般廃棄物処理基本計画（令和3年4月改定）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び、「墨田区廃棄物減量及び処理に関する条例」第42条に則り、区における廃棄物処理やリサイクルの基本計画として策定している。

平成23年4月に策定した第3次計画の計画期間が令和2年度末であったため、令和3年4月に令和3年度からの10年間を計画期間とした第4次計画を策定した。

<計画の概要>

基本理念	「廃棄物を減量し、循環型社会の実現をめざす」
スローガン	「もったいないの一步先 ごみを出さないNEW Style ～未来へつなぐ 持続可能な循環型のまち すみだへ～」
基本方針	1 発生・排出者責任の徹底 2 参加・協働の促進 3 普及・啓発の拡充 4 公平性・透明性と効率性の追求 5 環境に配慮した3R推進・清掃事業の促進
施策の方向	1 区民・事業者・行政の協働の推進 2 2R（発生抑制・再利用）によるごみ減量の推進 3 資源化への取組推進 4 普及啓発と環境学習の推進 5 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備
減量化目標	令和12年度における区民1人1日あたりの目標として、平成30年度比で資源に分別される前のごみ（資源物）を含む「ごみ総量」を70g、「区収集ごみ量」を60g減量する。
主な施策	・ 区民・事業者の役割の明確化と支援 ・ 生ごみの減量と食品ロスの削減 ・ プラスチックごみの削減 ・ 新たな資源回収のあり方の検討 ・ 環境学習事業による人材育成の推進 ・ 新型コロナウイルス感染症に適応した3R推進・清掃事業の展開

### (4) 墨田区廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生抑制、3Rの推進及び廃棄物の適正な処理に関する事項を審議するため、区長の附属機関として設置している。審議会は、学識者、区民、事業者および行政等から選出された20人以内の委員で構成し、廃棄物減量のための方策等について審議している。令和4年6月2日に第11期審議会が発足した。

<令和4年度の主な活動内容>

「廃プラスチック分別収集・再資源化事業」に係る検討を行った（延べ4回開催）。

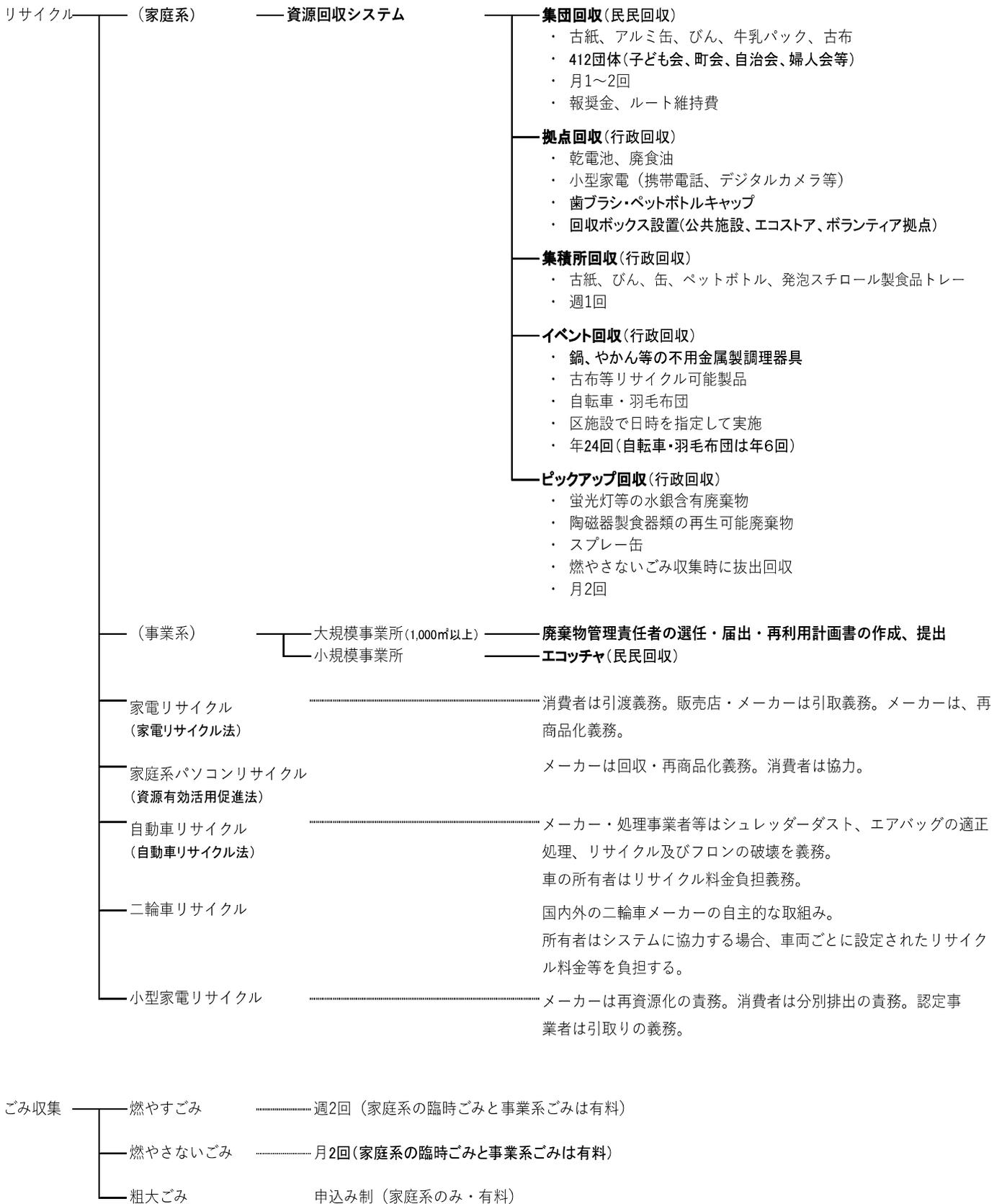
### (5) すみだリサイクル清掃地域推進委員

3R推進・清掃事業を地域住民の協力のもとに推進していくため、区民にすみだリサイクル清

掃地域推進委員を委嘱し、その活動を支援している。委員の任期は2年間で、現在は第12期委員（任期満了：令和7年6月末）が活動を担っている。

それぞれの委員は地域において、主体的に3Rの推進やごみの減量、不法投棄防止などの活動を展開しており、区は委員への情報の提供や交換、研修等により支援を行っている。

(6) 墨田区3R推進・清掃事業の体系



## (7) 廃棄物処理原価の算定

廃棄物処理原価は、区民が排出したごみや資源物の1tあたりの処理経費である。行政がその活動に要したコストについて、納税者に対する説明責任を果たすという観点からも、これを算出し公表していくことの意義は大きい。効率的な事業を運営していくためにはコストを正確に把握することが不可欠となる。23区では、各区からのデータを基に、東京二十三区清掃一部事務組合で算出している。

### ア 廃棄物処理原価算定の目的

- ① 23区全体の廃棄物処理原価を算定することにより、各区における廃棄物処理事業の運営に係る基礎資料とする。
- ② 廃棄物処理手数料を検討するための基礎資料とする。
- ③ 廃棄物処理事業の普及・広報のための資料とする。

### イ 廃棄物処理原価の内容

#### ① 決算に基づく原価（決算原価）

当該会計年度の会計決算に基づき算出した、廃棄物の収集・運搬・処理・処分に要した人件費及び物件費。

#### ② 別途算定額（決算には直接表れないが、ごみ処理経費として算入する経費）

投資的経費に係る減価償却費、起債利子について、別途算定し、算入する。（投資的経費に係る減価償却費は、国庫補助金等の歳入を控除する。）

### ウ 決算原価から除外するもの（非原価経費等）

次の項目に該当するものは、原則として決算原価に算入しない。

- ① 事業目的に関連しない価値の増減（一般廃棄物処理業許可・指導、浄化槽指導関連等）
- ② 異常な状態を原因とする価値の増減（災害等による増減）
- ③ 投資的経費（減価償却費として算入する経費：施設整備、車両等購入）
- ④ 土地の購入費（施設用地）
- ⑤ 起債償還元金（元金相当額は減価償却費に計上されているため）

### エ 令和3年度墨田区廃棄物処理原価（東京二十三区清掃一部事務組合）

#### ① ごみ

収集運搬経費総額(千円)		2,067,843
ごみ量(t)		53,954
原価 (円/t)	収集運搬費	38,326
	処理処分費*	27,885
	計	66,221

\*東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都が処理処分するごみの総コストを総重量で除した23区の処理原価

[ごみ処理原価の推移]

(円/t)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
墨田区	57,759	57,448	60,532	60,116	66,221
23 区平均	59,073	58,461	61,461	62,932	67,774

② 資源物 (令和 3 年度)

	古紙	ペットボトル	びん	缶	トレイ	その他※	集団回収
経費総額(千円)	82,723	80,217	129,786	58,773	101,918	31,799	43,764
資源量(t)	4,758	1,284	2,360	656	36	41	4,085
原価(円/t)*	17,385	62,455	54,992	89,535	2,843,140	780,902	10,714

※ その他：廃乾電池・廃食油・小型家電・家庭用金属製調理器具・ペットボトルキャップ

\* 原価は、経費総額及び資源量の端数処理前の数値で算出している

## 2 3R推進事業

### (1) 3R推進事業の概要

平成 2 年度の「リサイクル都市づくり懇談会」の答申に基づき、「3つのR」を基調に区民・事業者・区の三者が相互に協力しながら、資源回収システムを展開して、「環境にやさしいまち」の実現をめざした、総合的な 3R 推進事業を推進してきた。しかしながら、廃棄物行政を取り巻く社会状況は大きく変化しており、令和 3 年 4 月策定の墨田区一般廃棄物処理基本計画では、3R の中でも優先度の高い 2R (リデュース・リユース) を中心とした事業に取り組み、更なるごみの減量と循環型社会の実現をめざすこととしている。

#### < 3つのR >

- ・リデュース (Reduce)      ごみの量を減らすこと。具体例として、買い物時にマイバッグを持参してレジ袋を断ったり、電池は充電式の物を利用したりすることなどがある。
- ・リユース (Reuse)      繰り返して使うこと。具体例として、洋服や家具のように使い回しができる物は、修理したり譲り合ったりして使うことなどがある。
- ・リサイクル (Recycle)      資源として使うこと。具体例として、回収した古紙・古布・びん・缶などを原料とし、新しい製品をつくることなどがある。

### (2) 資源回収システム

家庭から出る古紙・びん・缶・ペットボトルなどの資源物を、ごみとして処分するのではなく、資源として活かすため、資源回収システムによるリサイクルを推進している。資源回収システムとは、集団回収・集積所回収・拠点回収等の回収方法の総称であり、このなかでは、地域コミュニティを支えるグループ等の、主体的な活動である集団回収を最も中心的な回収方法に位置づけている。

#### ア 集団回収

集団回収は、町会・自治会・婦人会・子ども会等が、市場価値のある資源物を自主的に回収し、

回収業者へ引き渡すリサイクル活動のことである。

区では、地域の集団回収団体を支援するため、実施団体の登録、相談、用具等の貸与、報奨金の支給、回収業者への協力等を行っている。

- ・ 事業開始年度 昭和 49 年度に都が集団回収団体に対し、報奨金支給を開始。  
平成 2 年度に区が、都の報奨金に上乘せる形で支給を開始。  
平成 4 年度に都から区に事業が移管された。
- ・ 支援の内容  
報奨金の支給 墨田区資源回収システム推進要綱により、回収した実績に応じて、  
集団回収団体に 1 kgあたり 6 円を支給している。  
資源回収用具の支給 軍手、紙ひも（古紙回収団体のみ）、表示旗、台車、コンテナ、  
ネット、ミニストックヤード
- ・ 登録団体数 412 団体（令和 5 年 3 月末現在）
- ・ 回収品目 新聞、雑誌、段ボール、古布、アルミ缶、びん、牛乳パック  
（団体により品目が異なる。）
- ・ 回収日時 各実施団体が定めている。
- ・ 回収場所 各実施団体が定めている。

< 集団回収実績の推移 >

（回収量 単位：kg）

回 収 品 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新 聞	2, 620, 995	2, 321, 990	1, 802, 080	1, 694, 445	1, 590, 685
雑 誌	1, 177, 228	1, 123, 627	1, 005, 440	905, 770	847, 975
段ボール	1, 231, 768	1, 231, 559	1, 294, 850	1, 254, 250	1, 201, 100
牛乳パック	19, 114	19, 105	17, 946	17, 916	17, 494
古布・古着	56, 852	52, 437	48, 694	40, 807	32, 480
金属(アルミ缶)	166, 313	161, 298	162, 556	169, 599	130, 276
びん	2, 189	1, 863	1, 545	1, 749	850
合 計	5, 274, 459	4, 911, 879	4, 333, 111	4, 084, 536	3, 820, 860
登録団体数	392	402	411	412	412

## イ 拠点回収・イベント回収

拠点回収は、家庭から出される乾電池、廃食油、小型家電製品、ペットボトルキャップ、歯ブラシ等を区内各所の回収拠点で行政が回収するものである。

また、ペットボトルについては、「東京ルールⅢ」により店頭回収を進めてきたが、平成 18 年 10 月の集積所回収開始以降、次第に店頭での回収量が減少したため、平成 26 年度をもって事業を廃止した。

さらに、平成 21 年度から試行事業として進めてきた古布・古着の回収を拡充するため、平成 27 年度には、実施回数を増やし、区が主催するイベントにおける事業展開を図っているところである。平成 28 年度から鍋・かま・やかん等の金属製調理器具について、平成 29 年度からは家庭にある未

利用食品について持ち寄っていただくフードドライブを実施した。また、平成 30 年度からぬいぐるみ・靴、令和 2 年度から歯ブラシ、ペットボトルキャップも回収して新たな事業展開を図っている。

- ・回収品目及び事業開始年度
 

びん、缶、乾電池	平成 3 年度 (モデル地区)
ペットボトル	平成 9 年度 (平成 26 年度廃止)
廃食油	平成 12 年度
古布・古着	平成 21 年度 (試行事業として開始)
小型家電製品	平成 25 年度 (試行事業として開始)
金属製調理器具	平成 28 年度
ぬいぐるみ	平成 30 年度
靴	平成 30 年度
歯ブラシ	令和 2 年度
ペットボトルキャップ	令和 2 年度
- ・回収拠点数等
 

乾電池	→ 公共施設等 128 箇所	…常設
廃食油	→ 公共施設等 29 箇所	…毎月第 1・3 土曜日
小型家電製品	→ 公共施設 15 箇所	…常設

(回収拠点数は令和 5 年 3 月末現在)

古布・古着、金属製調理器具、フードドライブ、ぬいぐるみ、靴、歯ブラシ、ペットボトルキャップ → 区立公園や区施設を使用して回収イベントを開催している。(令和 4 年度、全 24 回実施)

< 拠点回収等実績の推移 >

(回収量 単位 : kg)

回収品目		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
拠点回収	乾電池	19,169	18,536	17,389	17,817	16,961
	廃食油	5,549	5,545	7,036	6,469	404
	廃食油 (区施設回収分)	10,991	9,848	9,419	10,378	4,813
	小型家電製品	3,684	7,177	4,041	2,630	2,406
	フードドライブ	—	—	—	—	260
	歯ブラシ	—	—	5,571(本)	9,782(本)	12,139(本)
	ペットボトルキャップ	—	—	737	1,188	1,350
イベント回収	古布・古着	44,800	46,300	48,430	52,520	62,807
	金属製調理器具	1,668	1,946	1,818	2,238	2,655
	フードドライブ	341	273	829	696	1,783
	ぬいぐるみ	802	720	792	653	914
	靴	1,386	1,415	1,350	1,375	1,890
	歯ブラシ	—	—	—	6,716(本)	4,947(本)
	ペットボトルキャップ	—	—	—	146	290

※フードドライブは催事等のイベント回収も含む

ウ 特定資源物回収(清掃事業の項にも重複掲載)

区では、区内約 14,300 か所(戸別収集の約 5,200 か所を含む)の資源・ごみ集積所において、週 1 回、古紙(新聞・雑誌・段ボール・厚紙・包装紙)、びん、缶、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレーを回収・運搬している。

- ・事業開始 平成 12 年 2 月 東京都が実施し、同年 4 月に区移管(対象品目:古紙)
- 平成 18 年 10 月 回収品目拡大(対象品目:びん、缶、ペットボトル)
- 平成 19 年 7 月 一部地域でモデル回収(対象品目:発泡スチロール製食品トレー)
- 平成 19 年 10 月 モデル地域拡大(対象品目:同上)
- 平成 20 年 10 月 本格(全域)実施(対象品目:同上)

<特定資源物回収量の推移>

(回収量 単位:kg)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
回収量	7,224,958	7,555,437	8,765,895	9,095,144	8,735,969	
内 訳	古紙	3,141,310	3,472,310	4,312,690	4,758,410	4,649,470
	びん	2,353,180	2,312,955	2,508,360	2,360,061	2,155,442
	缶	556,260	566,120	658,955	656,427	596,611
	ペットボトル	1,145,150	1,173,780	1,250,350	1,284,400	1,300,200
	食品トレー	29,058	30,272	35,540	35,846	34,246

エ 燃やさないごみのリサイクルピックアップ回収

区民・事業者から「ごみ」として出されるものの中には、「資源」として再生できるものが多く含まれている。このため、埋立処分場の延命と循環型社会の実現に向け、さらなるごみの減量及び 3R の推進に取り組むことを目的に、燃やさないごみの中から蛍光灯などの水銀含有廃棄物、陶磁器製食器、スプレー缶をピックアップ回収しリサイクルしている。

<ピックアップ回収量の推移>

(回収量 単位:kg)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
内 訳	水銀含有廃棄物	19,089	20,188	23,404	19,280	15,850
	陶磁器製食器	29,488	19,639	14,590	4,311	3,088
	スプレー缶	36,936	44,773	49,132	53,231	47,666

オ 公共施設の生ごみリサイクル事業

区立の小学校・中学校の給食から出る生ごみを業者が回収し、飼料化するリサイクル事業を平成 17 年度からモデル事業として実施した。平成 22 年度からは 1 校を除く全校実施となり、事業が安定的に運用できるようになったため、平成 25 年度から学務課に事業を移管した。

その他の公共施設については、引き続き生ごみリサイクルの普及啓発を行っている。

カ 容器入り飲料の自動販売機の届出

清涼飲料水などの容器入り飲料は、その相当量が自動販売機によって購入されている。地域を清潔に保ち、また、空き缶等のリサイクルを推進していくためには、販売機と回収容器の設置を一体的なものとして捉える必要がある。

そこで、区では条例により、一定条件にある容器入り飲料の自動販売機設置に際し、これを設置または管理する者に対して、空き缶等の回収容器の設置を義務付けている。また同様に、販売機設置場所を提供する者に対しても、回収容器設置への協力を求めている。

販売機の管理者は、販売機ごとに、その設置に係る届出を区に行うこととなっている（令和4年度は185件届出済証交付）。

#### キ すみだリサイクルセンターの運営

まだ十分に使える状態であるにもかかわらず、粗大ごみとして出された家具類等について、修理等を施した後に展示して、希望者に抽選で無料提供している。

毎月第二週目の火曜日から第四週目の木曜日までの15日間（日曜日休館）に展示及び申込み受付しており、最終日の午後に公開抽選を行っている。なお、令和2年4月1日に江東橋三丁目から横川5-10-1-111に移転した。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入館者数（人）	3,455	8,126	6,194	6,592
開館日数（日）	180	157	154	180
展示品数（個）	600	500	500	600
申込み数（件）	4,070	6,309	5,353	6,107
入館者数／日（人）	19.2	51.8	40.2	36.6
平均倍率（倍）	6.8	12.6	10.7	10.2

#### ク リサイクルストックヤードの管理運営

資源の有効利用とごみ減量を図るため、回収された資源物を一時保管している。

- ・向島ストックヤード、銅像堀ストックヤード

可燃ごみ収集車（雇上）の待機所、朝の打ち合わせ場所、資源物等の積み替え場所、倉庫として使用している。

- ・立川リサイクルストックヤード（平成21年4月から再使用）

資源物、食品トレーの選別作業場

	向島ストックヤード	銅像堀ストックヤード	立川リサイクルストックヤード
所在地	向島5-9-1	向島5-9	立川2-9-5
敷地面積	1,993.61 m <sup>2</sup>	582.20 m <sup>2</sup>	571.89 m <sup>2</sup>
延床面積	302.00 m <sup>2</sup>	—	439.85 m <sup>2</sup>

#### ケ 家庭用生ごみ処理容器の購入あっせん

資源の有効利用とごみの減量のため、区民が家庭用生ごみ処理容器を購入する場合には、通常価格より安価で購入できるようにあっせんしている。

- ・事業開始 平成9年5月

- ・対象者 区民
- ・申込方法 申込書を区に提出
- ・あっせん品目 生ごみ処理容器 5品目
- ・あっせん実績 令和4年度末累計 262台

<あっせん実績の推移>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生ごみ処理容器	0台	0台	1台	1台	0台
電気式処理機	0台	0台	0台	0台	0台
合計	0台	0台	1台	1台	0台

#### コ 生ごみ減量の普及啓発

墨田区で排出される燃やすごみのうち約3割は生ごみである。この生ごみを減らすことは、ごみ全体の大幅な減量になり、埋め立て処分場の延命化と清掃工場の焼却炉にかかる負荷の軽減につながる。そこで、食育イベントにおいて、生ごみ減量の必要性を認識してもらい、意識改革を促すため、発生抑制及び3Rの普及・啓発を行った。また、動画コンテンツを用いた生ごみの水切り励行を進めている。

<令和4年度実績>

- ・ごみ分別案内チャットボットの活用
- ・ペットボトルを使った生ごみの水切り例を映像で紹介
- ・生ごみの水切り協力を盛り込んだ3R推進動画コンテンツを公開

#### サ エコストア（食べきり推奨店）

環境に配慮している商店等をエコストアとして認定し、その利用を区民に推奨することにより、地球環境の保全と環境にやさしいまちの実現をめざし、平成4年度から展開している。

認定は、経営者等からの申請書を受け、認定基準（過剰包装の自粛、量り売りの推進、環境保全商品の積極的取り扱い、3Rの情報拠点となる等）に達しているものについて、2年間の期限（再認定もある）を付して行っている。また、平成29年度から食品ロス削減に取り組む飲食店等も認定している（食べきり推奨店）。認定されたエコストアは、店頭でのステッカーの掲示のほか、区でも、ホームページへ掲載しPRする等の支援を行っている。

令和4年度末現在、89店舗をエコストアとして認定している。

#### シ 自転車の海外供与等のリユース・リサイクル事業

家庭で不用になった自転車は、粗大ごみとして有料で回収処理しているところであるが、区民から、まだ乗ることのできる自転車を海外の国々で必要としている方に再利用してほしいという要望が寄せられていた。

区では、こうした区民の「想い」に応えるとともに、ごみの更なる減量を図ることを目的に、区民から提供を受けた自転車を集約し、協力事業者と海外輸出等の付帯条件付きで無償譲渡の協定を結び、アジアやアフリカの各国で使用してもらおうリユース事業として、平成30年9月に試験的に実施した。

試験実施を経て、令和元年7月から、31日を『サイクルの日』として設定し、本事業として開始している。当該事業は、回収場所であるすみだ清掃事務所（本署）に、区民が自ら持ち込むことによって、粗大ごみとして処分する場合に必要な廃棄物処理手数料を免除している。

#### ス 羽毛布団のリサイクル事業

排出されている粗大ごみのうち、布団（羽毛布団を含む）が約12%を占めており、その全てが粗大ごみ破砕処理施設に搬入され処分されている。一方で、中古羽毛の需要が高まっており、羽毛のリサイクルが注目を浴びている。墨田区では、粗大ごみの排出量が年々増加しており、その減量化が喫緊の課題となっている。このため粗大ごみとして排出されている羽毛布団に含まれる羽毛を再利用する「羽毛布団のリサイクル事業」を令和元年度に実証実験を行い、令和2年度から本格実施している。

〈回収実績〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自転車	818台	717台	686台
羽毛布団	301枚	206枚	209枚

#### セ 粗大ごみのリユース事業

粗大ごみを減量するため、令和4年度から民間事業者と連携し、民間事業者が運営するリユースプラットフォーム「おいくら」にパソコンやスマートフォンからアクセスし、不要となった大型家具等の情報を登録するだけで加盟している複数のリユースショップから買取査定が届き売却することができるリユース事業を実施している。

令和4年度実績 申込者数 2,267名 申込商品数 4,818点

### （3）食品ロス削減対策

#### ア フードドライブ

本来食べられるのに捨てられている食品（食品ロス）を削減するため、賞味期限のある未利用食品を回収し、福祉施設等を通じて有効活用を図っている。古着等の回収と同時開催のイベント回収や催事等の回収のほか、令和4年度から、すみだ清掃事務所やコンビニエンスストアなどで常設窓口を設置している。

〈回収実績〉

（単位：kg）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イベント	341	273	829	696	1,783
常設窓口	—	—	—	—	260
合計	341	273	829	696	2,043

#### イ フードパントリー

NPO法人との共催により、アートや音楽にふれながらの子育て世帯の「よりどころ」として開催し、未利用食品を提供している。

### 3 清掃事業

#### (1) 清掃事業の概要

平成 12 年 4 月、都区制度改革の実現により、東京 23 区は基礎的自治体に法的位置付けがなされることとなった。清掃事業はこの制度改革の一環として、都から区に移管された。

現在、区民生活に最も身近な家庭ごみの収集・運搬は区が直接行っており、中間処理(焼却等)は、「東京二十三区清掃一部事務組合」が行い、最終処分は、東京都に委託している。

区は、「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」を制定して、廃棄物の発生抑制、3Rの推進および廃棄物の適正処理の事業を展開している。事業を効率的に推進していくための体制として、「すみだ清掃事務所」、「すみだ清掃事務所分室」及び、作業拠点として活用する待機所(1か所)があり、地域特性を活かした廃棄物の収集運搬の中継機能として活用する「向島ストックヤード」等の諸施設を整備・運営している。

#### (2) ごみ収集など

区では、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物、粗大ごみの区分で分別して収集している。

なお、平成 19 年 7 月から、一部の地域でごみの分別を変更したサーマルリサイクルモデル収集を開始し、平成 20 年 10 月から区内全域で本格実施を行った。

粗大ごみは申込制により、年末年始を除き毎日収集を行っている。

墨田区のごみ量は、平成元年度をピークに年々減少傾向にあったが、ここ数年の区内人口の増加に伴い、平成 29 年度のごみ量は、増加に転じたが、その後は、横ばい傾向となっている。今後ごみ減量に向け、区外からの転入者に対するごみの適正分別排出の周知を徹底する必要がある。そのため、行政による普及啓発事業の重要性は、ますます高まっている。

・収集頻度 平成 12 年 4 月 清掃事業区移管

燃やすごみ：週 2 回、燃やさないごみ：週 1 回

資源物：週 1 回

平成 18 年 7 月 粗大ごみ日曜日収集・持込受付開始(日曜持込は、令和元年度末をもって廃止)

平成 19 年 7 月 一部モデル地域のみ、燃やさないごみ収集を隔週に変更

平成 19 年 10 月 モデル地域拡大

平成 20 年 10 月 本格(全域)実施。燃やさないごみ収集を月 2 回に変更

平成 22 年 4 月 主要幹線道路沿道や主要駅周辺地域で早朝回収を開始

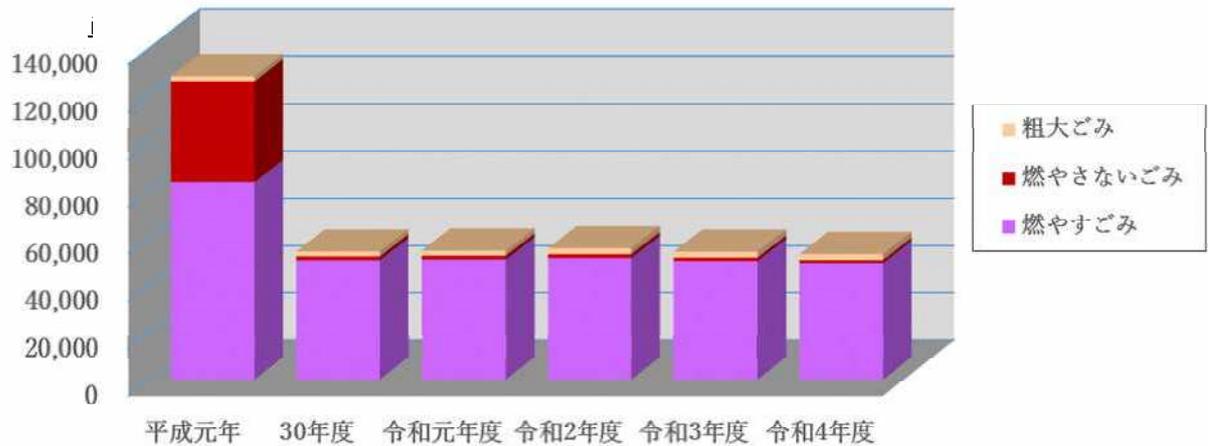
平成 24 年 4 月 新タワー開業に合わせ第二期早期収集を開始

<区収集ごみ量実績の推移>

(単位：t)

年 度	平成元年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
回収量	127,813	54,009	54,371	55,423	53,954	52,936

## 区収集ごみ量



### ア 燃やすごみ

家庭から排出される、生ごみ、紙屑、少量の木屑、プラスチック、ゴム、革製品等の燃やすごみは、ふた付きの容器または中身の見える袋で資源・ごみ集積所に出すことを原則とする（プラスチック、ゴム、革製品は、平成20年10月のサーマルリサイクル本格実施から、燃やすごみに分別変更）。

＜燃やすごみ収集実績の推移＞

(単位：t)

年 度	平成元年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収量	83,356	50,303	50,614	51,227	49,975	49,091

### イ 燃やさないごみ

家庭から排出される、金属、ガラス、陶磁器等の燃やさないごみは、ふた付きの容器または中身の見える袋で資源・ごみ集積所に出すことを原則とする（プラスチック、ゴム、革製品は、平成20年10月のサーマルリサイクル本格実施から、燃やすごみに分別変更）。

収集時に爆発や清掃車両火災の危険性があるスプレー缶、カセット式ボンベ、ライター等は、中身を使い切ってから、他の燃やさないごみとは別の袋で排出するよう指導している。

平成30年度から燃やさないごみの更なる減量化をめざし、蛍光灯、陶磁器製食器のピックアップ回収（別袋排出）を本格実施し、リサイクルを推進している。

＜燃やさないごみ収集実績の推移＞

(単位：t)

年 度	平成元年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収量	42,306	1,608	1,603	1,643	1,401	1,278

### ウ 粗大ごみ

家庭で不要になった家具・家電製品（家電リサイクル法対象品目及び、家庭系パソコンを除く）等の大きなごみ（原則として一辺の長さが30cm以上のもの）は粗大ごみとして、事前の申し込みにより有料で処理している。料金の徴収は、「有料粗大ごみ処理券（シール）」を廃棄物

に貼付することによる前納方式を採用している。粗大ごみ券は、A券（200円）・B券（300円）の2種があり、料金に合わせて貼付する。収集の申し込みは、日本電気㈱が運営する「粗大ごみ受付センター」に受付業務を委託している。

平成18年7月から、粗大ごみの日曜収集を実施している。（日曜持込は、平成18年7月から開始し、令和元年度末をもって廃止）

各家庭で大掃除を行う年末や、転勤などによる転居が多数発生する3・4月に申し込みが集中する傾向にある。

また、65歳以上の高齢者のみの世帯及び障害者のみの世帯のうち、自ら粗大ごみを指定された場所まで運び出すことが困難で、近隣の方や身内の方の協力が得られな場合、職員が排出場所まで運び出す「粗大ごみの運び出し事業」を行っている。令和4年度は、567件の申請があった。

＜粗大ごみ収集量の推移＞ (単位：t)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収量	2,036	2,098	2,154	2,552	2,578	2,567

＜令和4年度 主な粗大ごみの収集状況（収集件数順に抜粋）＞ (単位：個)

ふとん	31,861	電気掃除機	7,584
タンス（高さ90cm未満）	23,310	タンス（高さ90cm以上）	6,558
いす（応接用を除く）	16,222	照明器具	6,167
衣装箱	10,978	パイプ類（棚・ハンガー）	5,611
敷物	10,422	スーツケース	5,322
テーブル	9,054	マットレス	5,272

エ 特定資源物（資源回収に関する詳細は、「2 3R推進事業」に掲載）

古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレーを特定資源物として、週1回資源・ごみ集積所で回収している。なお、品目ごとに排出することを原則としている。

オ 事業系ごみ

事業活動から生じるごみは、事業者自らの責任で適正に処理することが原則である。

しかし、小規模事業所のごみについては、家庭ごみの収集に支障のない範囲で、有料で収集を行っている。事業者は、ごみ処理手数料として墨田区有料ごみ処理券（シール）を購入し、シールに店や会社の名前を記入、廃棄物に貼付してごみを排出する。（1事業所につき、1回あたり45リットルごみ袋を5袋まで）

事業系ごみの処理券は、令和5年3月末現在、70リットル（1セット5枚、2,660円）・45リットル（1セット10枚、3,420円）・20リットル（1セット10枚、1,520円）・10リットル（1セット10枚、760円）の4種類がある。（令和5年10月料金改定予定）

カ 収集できないもの

以下のものについては、清掃事務所による収集を行っていない。処理については、購入店やメーカーに依頼する。相談先が不明な場合は、回収事業者を清掃事務所で紹介している。

- ・有害なもの、危険性のあるもの、引火のおそれのあるもの、著しく悪臭を発するもの。  
 (例) 塗料・薬品類、注射針、ガスボンベ類、石油類、未使用の花火・マッチなど
- ・処分場の管理または処分作業に支障をきたすおそれのあるもの。  
 (例) 消火器、金庫、石膏ボード・レンガ、コンクリート、石、土、砂(ペット専用砂除く)など
- ・事業者回収責任があるもの  
 (例) 自動車、オートバイ、タイヤ、バッテリー、ピアノなど
- ・家電リサイクル法対象品目  
 テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機
- ・家庭系パソコン  
 デスクトップパソコン(プリンタ、スキャナーを除く)、ディスプレイ、ノートパソコン

### (3) し尿の処理

公共下水道の普及に伴い、し尿汲み取り戸数は減少しており、やむを得ない事由で水洗化できない家庭についてのみ収集を行っている。なお収集は、葛飾区(清掃事務所)に委託している。

収集後のし尿の処理方法は、従来は千葉県勝浦沖で海洋投入していたが、海洋汚染等の問題に対応するため、平成11年度からは、東京二十三区清掃一部事務組合の品川清掃作業所に運搬して一定の処理を加え固形分を取り除いた後、下水道放流基準内に希釈し、下水道へ放流している。

### (4) 動物死体処理

家庭の飼い犬や猫などの動物死体は、飼い主の責任による処理が原則である。しかし、都市部においては自ら処理することが困難な場合が多いため、飼い主の申請により重量25kg未満の場合については、清掃事務所が引き取り処理を行っている。

飼い主あるいは土地・建物の占有者から処理の依頼があった場合は、1頭につき処理手数料2,600円を徴収し、引き取った動物死体を処理業者に委託して火葬・埋葬している。

道路上にあった動物死体は、各道路管理者が処理することになっている。現在、都道については、東京都から委託を受け、清掃事務所が収集を行い、都が処分を行っている。

＜令和4年度 動物死体処理実績＞ (単位：頭)

処理区分	処理頭数	種 別			保管分
		犬	猫	その他	
届 出 分	231	23	109	99	0
都 道	50	1	8	34	7
合 計	281	24	117	133	7

### (5) 業務指導等

ア 排出指導

燃やすごみ・燃やさないごみの分別の不徹底、不法投棄、収集日以外の排出、事業系ごみの有料ごみ処理券の不貼付や料金不足、資源・ごみ集積所の問題など、ごみの排出方法に関するさまざまな問題に対処するため、「排出指導班」を設置している。「排出指導班」は一般的な指導やPRでは改善困難な苦情や要望に対応するため、区民や事業者との直接対話を基本とした排出指導や、地域に根ざした相談・広報活動を展開し、きめ細かな指導を日常的に行っている。

#### イ 事業用大規模建築物に対する排出指導

事業用途に供する延床面積が1,000㎡以上の建築物の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任とその届出、再利用に関する計画書の提出を条例により義務付けるとともに、個々の建築物に立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導及び助言を行っている。

また、1,000㎡未満の建築物の所有者に対しても、規則により同趣旨の協力を求めている。該当建築物においては、年度途中における廃棄物管理責任者の任免も想定されるため、廃棄物管理責任者講習会は年2回開催している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、立入調査は中止とした。なお、新任の廃棄物管理責任者に対しては、ホームページで資料提供を行い、確認問題の提出をもって修了証を交付した。

- \* 廃棄物管理責任者の選任や計画書の提出については、平成18年4月1日の規則改正により、1,000㎡以上は義務化され、それ未満は協力を求めることとなった。ただし、緩和措置として、当分の間1,000㎡以上3,000㎡未満の所有者については、順次立入調査を行い、規則改正の説明と、新たな協力を求めることとする。

(参考) 大規模建築物件数 ※令和4年度末現在 区立小・中学校も含む

	延床面積	延床面積	延床面積	合計
	1,000～3,000㎡未満	3,000～10,000㎡未満	10,000㎡以上	
オフィスビル	133	45	20	198
店舗ビル	42	13	9	64
工場・研究所	22	9	5	36
その他	69	79	30	178
合計	266	146	64	476

#### ウ 大規模建築物における廃棄物保管場所等の設置

生活環境及び公衆衛生の向上を目的に、延床面積1,000㎡以上の大規模建築物等※の建築者に対して、条例により廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置を義務付けている。

また、1,000㎡未満の建築物の建築者に対しても、規則により同趣旨の協力を求めている。令和4年度に受付を行った設置届出は、1,000㎡以上115件、1,000㎡未満59件であった。

※15戸以上の共同住宅または15部屋以上の寄宿舎もしくは長屋。3階建て以上で、10戸以上の共同住宅または10部屋以上の寄宿舎もしくは長屋

#### エ 事業系一般廃棄物保管場所の設置

事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。  
(墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の第三章、第三節、第五十一条参照)

## (6) 不法投棄対策

年末年始や引っ越し時期など、ごみ量が特に多い時期を中心に、清掃事務所・道路公園課の職員及び「リサイクル清掃地域推進委員」による巡回パトロール並びに不法投棄防止のPRに努めている。不法投棄は、投棄した者に原状回復させることが原則ではあるが、土地等の管理者にも不法投棄を招かないような適切な管理が求められる。なお、区道上における不法投棄物の効率的な処理を図るため、区民からの通報を受けた場合、道路公園課等、道路管理者と連携し処理を行っている。

## (7) 持込ごみの受付

事業系一般廃棄物を事業者が自ら運搬し処理施設に持ち込む場合、または一般廃棄物処理業の許可業者が委託を受け処理施設に持ち込む場合は、清掃事務所もしくは、東京二十三区清掃一部事務組合に事前の持込み申請を行い、承認を得る必要がある。

持込み処理は、持込み申請者が区長又は東京二十三区清掃一部事務組合管理者の承認を受けて事業系一般廃棄物を処理施設に持ち込むことをいう。この持込み処理には、定期的に、または継続的に(概ね1週間に1回以上)処理施設等に持ち込む「継続持込」と、臨時の場合または、「継続持込」にならない程度の「臨時持込」の2区分に分かれる。

※東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設(清掃工場・不燃ごみ処理センター)に持ち込む場合は、同組合の廃棄物処理手数料15.5円/kgが必要となる。(令和5年10月料金改定予定)

※最終処分場に持ち込む場合は、区の廃棄物処理手数料9.5円/kgが必要となる。(令和5年10月料金改定予定)

## (8) マニフェスト(一般廃棄物管理票)の受付

事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上排出する事業者、または臨時に排出する事業者が、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し処理施設に持ち込む場合、または一般廃棄物処理業の許可業者に委託して処理施設に運搬させる場合は、条例により廃棄物の種類、排出場所・排出量等を記載した「マニフェスト(一般廃棄物管理票)」を、処理施設に引き渡すことを義務付けている。

1日平均100kg以上排出する事業者は、清掃事務所に対して予め「マニフェスト適用対象事業者届」を提出することとなっている。

## (9) 墨田区の特性を活かした清掃事業の展開

区では、基礎的自治体に相応しい、地域特性を踏まえた清掃事業を展開している。地域の住環境やごみ量の変化に的確に対応するため、平成16年3月15日からは、区の北部と南部の2つに分かれていた収集作業計画を統合し、より効率的に収集できる体制のもとで事業を推進している。

### ア 早朝収集の実施

生ごみを餌にするカラスや猫、ねずみなどによる資源・ごみ集積所の鳥獣被害を防ぐため、区内随一の繁華街JR錦糸町の駅前商店街において、午前7時台に早朝収集を実施している。

#### イ 防鳥ネットの貸し出し

集積所におけるカラスなどによる鳥獣被害を防ぐ為に、防鳥ネットの貸し出しを行っている。令和4年度は、希望があった388か所の集積所に対して貸し出しを行った。

また、東墨田地区に、鳥獣被害対策として、折り畳み式の箱型ごみストッカーを令和元年度に試行設置した。

#### ウ 高齢者宅等への戸別収集（ふれあい収集）

概ね65歳以上の高齢者及び心身に障害のある方みの世帯のうち、周辺から手助けが得られないため、指定の時間や集積所にごみや資源物を出せない世帯を対象に、玄関先までの戸別収集を行っている。令和4年度末現在は、491世帯を対象に収集を行った。

#### エ すみだS Q隊の編成

清掃事務所職員が収集現場で区民などの急病や事故に遭遇した際、救急車到着までの間に応急措置を施し救命活動に寄与することができるよう、全職員が救急救命講習を受講し、「すみだS Q隊」を編成している。

#### オ 資源物（古紙等）の持ち去り防止対策

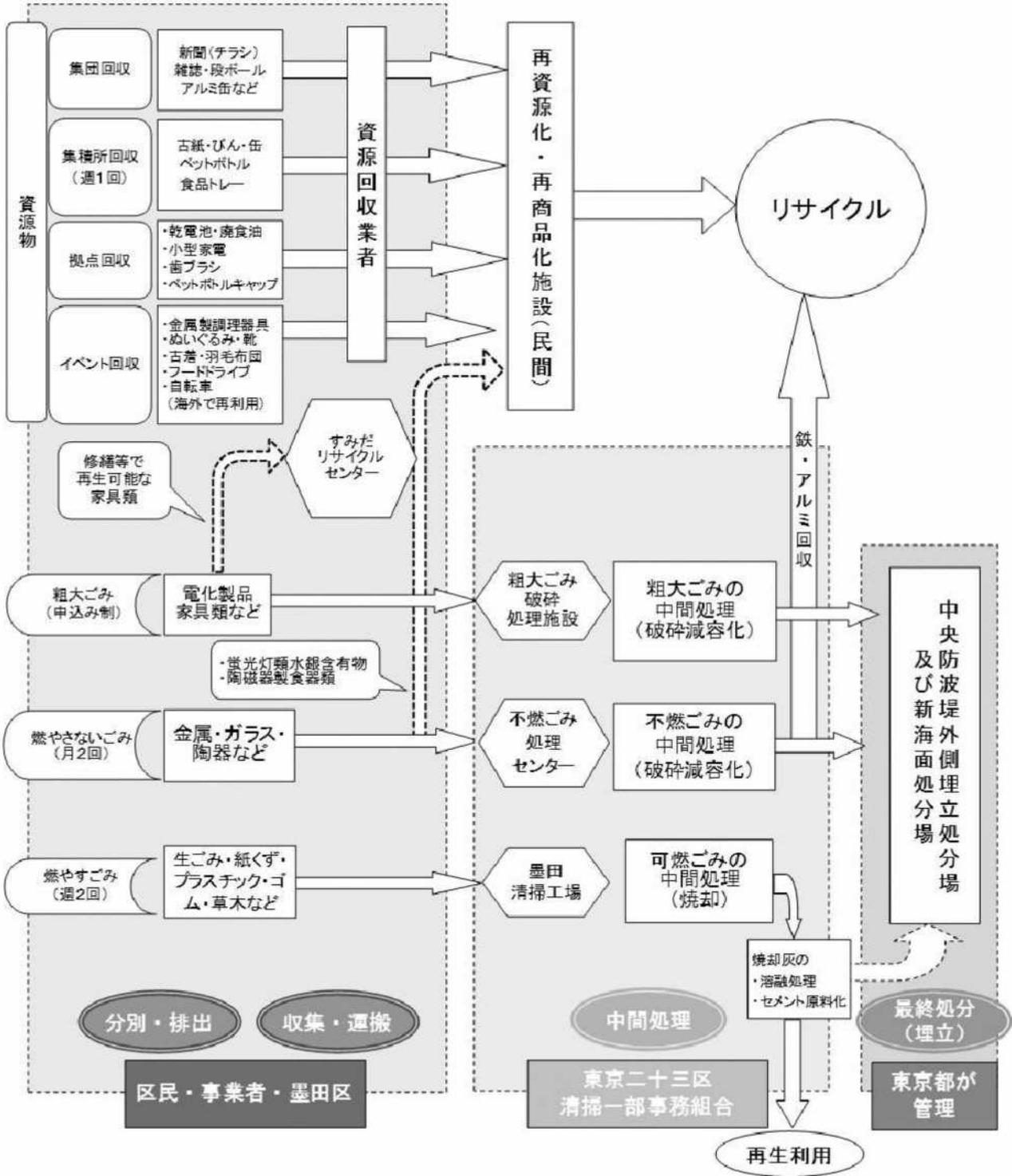
資源回収に出された資源物（古紙等）を区指定の業者以外の者が持ち去る「持ち去り行為」を防止するため、平成16年10月から防鳥ネットや資源・ごみ集積所看板に取り付けられる資源持ち去り防止シートの配布を始めた。平成18年10月には条例を一部改正し、持ち去り行為の禁止規定を追加することで、根拠を明確にした。しかし、持ち去り行為の減少には至っておらず、更なる対策強化が必要とのことから、平成20年3月、墨田区に資源物を譲渡する意思表示したシール及び新聞専用回収袋を作成し、対策に協力いただける区民等に対して配布を開始した。平成21年3月には、集団回収用のシール及び新聞専用回収袋も作成し、配布を開始した。さらに、平成22年6月に条例の一部改正を行い、持ち去り行為の禁止命令違反者に対する罰則規定を追加し、防止対策の強化を図った。

また、持ち去り防止に関する区民への協力を呼びかける文言を平成28年度からコンテナボックスに直接印字をしている（平成27年度はコンテナボックスにシールを貼付）。

なお、委託業者による毎早朝パトロール（日曜日及び年末年始を除く）及び清掃事務所職員による自主的な取組として持ち去り通報などに基づいた地域重点パトロールを実施している。令和4年度は職員による早朝パトロールを延べ244回実施し、持ち去り行為を行った者に対して延べ112回の口頭注意を行った。

(10) 清掃事務所等の概要(令和5年4月1日現在)

名 称	所 在	敷地面積	建物概要	備 考
すみだ清掃事務所 5608-6922	業平 5-6-2	3,962.18 m <sup>2</sup>	3,022.14 m <sup>2</sup> (延床面積) SRC造 地上4階の1・2階 部分と地下1階 平成12年2月竣工	清掃車両車庫 (保有車両：塵芥) 小型プレス車1台 新小型ダンプ車1台 軽小型ダンプ車7台 軽小型貨物車5台
すみだ清掃事務所分室 3613-2228	東向島 5-9-11	556.47 m <sup>2</sup>	1,394.01 m <sup>2</sup> 延床面積 SRC造 地上3階 地下1階 平成5年竣工	(保有車両：塵芥) 軽小型ダンプ車3台 軽小型貨物車2台
向島ストックヤード	向島 5-9-1	1,993.61 m <sup>2</sup>	302.00 m <sup>2</sup> (延床面積) RC造2階建	粗大ごみ等積替中 継 清掃車待機所
すみだ清掃事務所業平待機所	東駒形 4-15-15	281.18 m <sup>2</sup>	788.76 m <sup>2</sup> (延床面積) S(一部RC)造 地上4階 地下1階 平成元年竣工	スカイツリー周辺 地域清掃活動拠点
すみだリサイクルセンター 5611-7740	横川 5-10-1-111	110.65 m <sup>2</sup>	110.65 m <sup>2</sup> (占有面積) SRC造 地上14階の1階部分 平成8年竣工	粗大ごみの展示、 配布 令和2年、江東橋 三丁目から移転
立川リサイクルストックヤード 3631-9050	立川 2-9-5	571.89 m <sup>2</sup>	439.85 m <sup>2</sup> (延床面積) 鉄骨造 平成11年竣工	食品トレイ選別作業場所(平成23年4月から)
旧すみだリサイクルセンター	江東橋 3-5-7	202.48 m <sup>2</sup>	93.96 m <sup>2</sup> (延床面積) 軽量鉄骨プレハブ造 平屋建て 平成4年竣工	令和3年4月1日 をもって企画経営 室へ引き継いだ
旧すみだ清掃事務所亀沢事業所	亀沢 1-8-3	301.31 m <sup>2</sup>	1,467.04 m <sup>2</sup> (延床面積) SRC造 地上8階 地下1階 平成3年竣工	令和4年8月1日 より令和5年2月 5日まで分室の長期修繕に伴う一時 移転先として使用 した。



#### 4 普及啓発事業

3Rの推進やごみ減量を実現するためには、深刻化するごみ問題等について、区民や事業者に現状やその対策についての情報を公開し、区民や事業者自らの取組を促すことが必要である。そのため、さまざまなキャンペーンやイベントを通して各種普及啓発事業を展開している。

キャンペーンやイベントのなかでは、3Rの中でも優先度の高い2Rの推進を重点として、ごみを

発生させない、物を譲り合ったり修理して繰り返し使うライフスタイルや、再生品の積極的な活用、レジ袋削減につながるマイバッグ利用の推奨などを呼びかけている。

さらに、ごみと資源物の分け方・出し方を 24 時間 365 日、瞬時に解決する AI 機能を搭載した「墨田区ごみ分別案内チャットボット」を、東京 23 区で初めて導入した。

## (1) イベント・キャンペーンなど

### ア クリーンキャンペーン

関東甲信越静環境美化推進連絡協議会では、毎年 5 月 30 日を“関東地方環境美化の日（ごみゼロデー）”と定め、この日を中心にして積極的に美化活動に取り組んでいる。これを受けて、墨田区においても、区民が自主的に町の清掃活動を行う『クリーンキャンペーン』を昭和 59 年から毎年実施しており、令和 4 年度で 37 回目を迎えている。とりわけ、平成 12 年 7 月に「区民宣言」として行われた『すみだ やさしいまち宣言』では、区民の行動指針として、「環境に配慮し、限りある資源を大切にする“環境にやさしいまち”の実現に努めます」と謳っており、本キャンペーンはその実践活動の中心的な取組となっている。

### イ 古着の回収事業（イベント回収事業）

区民のごみ減量及びリサイクル意識の持続を目的として、区立公園、みどりコミュニティセンター、すみだ清掃事務所、区庁舎を会場とし、古布・古着の回収イベントを実施している。令和 4 年度は計 24 日間実施し、延べ 10,655 人の参加があり、約 63 t の古布・古着を回収した。

### ウ ポスターコンクール

3R 促進ポスターコンクール（環境省及び 3R 活動推進フォーラムが主催）に応募した。作品は区内の小学校・中学校から募集した。なお、令和 4 年度は、佳作作品が 1 点選出された。

### エ 各イベント等への出展

環境フェア、墨田清掃工場夏休み見学会及びすみだまつりに出展し、ごみ減量やごみの分別、食品ロス削減の普及啓発を行っている。

<令和 4 年度実績>

イベント名	開催日	出展内容
環境フェア	令和 4 年 6 月 25 日（土） 6 月 26 日（日）	・「わかるくん」での収集体験 ・フードドライブ など
墨田清掃工場夏休み見学会	令和 4 年 8 月 6 日（土）	・「わかるくん」での収集体験 ・生ごみの水切り実演 など
すみだまつり	令和 4 年 10 月 1 日（土） 10 月 2 日（日）	・動画「おしえて！すみにゃ〜る」のインターネット配信

## (2) 冊子・リーフレット等の発行

ア 資源物・ごみの分別方法を記載したパンフレット「資源物とごみの分け方・出し方（保存版・改訂版）」を作成し、墨田区内に転入した世帯に配付した。なお、英語版、中国語版、韓国語版

についても、希望する方に対し配付した。

イ 小学校4年生を対象とした環境啓発冊子「できることからはじめよう！」を作成した。

ウ 地域ごとの収集日と収集種別を記載した収集日カレンダーを作成した。

### (3) 再生品の普及啓発事業

“すみだで集めてすみだで使う”をテーマに、区内で回収された古紙等を再生したトイレットペーパーと家庭から回収した廃食油を原料とした液体石けんを、区民と事業者が共同開発し、「すみだっ子」のブランドで積極的な使用とPRを行い、販売している。

### (4) 環境学習

ア 出前講座

次代を担う子どもたちが、3Rの大切さや、ごみの減量等について興味を持つきっかけとなるよう、区内小学校の4年生を対象にして、職員による出前講座を実施している。講座では、ごみの分別や3Rの方法についての説明のほか、校庭内に環境啓発車「わかるくん」を運び、ごみ収集の実演も行っている。「わかるくん」による実演については、その学習効果を高めるため、平成16年度から導入され、清掃車両の一部を透明アクリル樹脂板で覆い、普段見ることが出来ない中の構造を見やすくしたもので、現在の車両は、平成31年3月に納車されたものである。なお、令和4年度は区立小学校15校で実施した。

イ ICTを活用した環境学習

小学4年生社会での習得が必須となった廃棄物処理について、各小学校でカリキュラムに取り入れやすくなるよう、すみだ清掃事務所の環境学習プログラムを区ホームページに公開した。

また、公開が令和2年5月だったため、コロナ禍においては、家庭学習の充実の一助として寄与した。その後は、家庭学習の支援コンテンツとして定着している。

### (5) フリーマーケット後援

家庭で不用になった生活用品を持ち寄って販売し、必要な人に再活用してもらおうという、3Rの普及・啓発に資する趣旨のフリーマーケットを開催する場合において、主催する区民（団体）等の活動を後援している。

＜令和4年度フリーマーケット後援名義使用申請承認実績＞

- ・錦糸公園フリーマーケット（「リサイクル運動市民の会」主催） 10回
- ・大横川親水公園フリーマーケット（「環境を考える市民の会」主催）11回

### (6) 墨田区ごみ分別案内チャットボット（ごみ分別AI（人工知能）サービス）の導入

資源物とごみの分け方・出し方について、パソコンやスマートフォンから簡単に検索できるAI（人工知能）機能を搭載した「墨田区ごみ分別案内チャットボット」を、東京23区初の運用として、平成30年7月から開始している。機能には、分別案内を含む「資源物・ごみ」に関する情

報（粗大ごみ処理手数料、資源物の回収拠点場所等）などを搭載している。

24 時間 365 日、ごみの問合せが可能であり、区民の利便性向上につなげている。